

(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画
環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧

※表中のゴシック体の部分は、前回（第20回）審査会における追加の指摘事項等を示しています。

■事業計画について

項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取り扱い
事業計画	形質変更区域図によると、南西側の里山空間再生エリアで、切土や表層敷き均しがあるが、実施する理由を具体的に教えていただきたい。[11/29 審査会]	元々は谷戸地形だったが、米軍に接收されている段階で土がかなり盛られているような状況。里山農体験ができるよう切土し、地形を復元しつつ、立ち入れるようにする計画。 [11/29 審査会]	説明済[11/29 審査会]
	西側にお住いの人は、東側の出入りだけだと大回りしなければいけない。これは現実的ではないので西側の出入口確保が重要だと思う。[11/29 審査会]	西側は現況でかなりアップダウンがあり、人が安全に入れる場所として2か所ある。自然の改変等を極力少なくする中で出入口を考えている。[11/29 審査会]	説明済[11/29 審査会]
	車の出入りは西側からはいいのか。意図的に車の利用をさせないということか。[11/29 審査会]	西側は崖地を背負っている、公道がうまく接していない等の理由から、車については東側の市道からのアクセスを考えている。車のアクセスのために自然環境保全エリアを改変しなければならないので、西側からの車のアクセスは考えていない。 なお、南側に計画地外だが国が所有している柴トンネルがあり、現状は公道になっていないので、国と横浜市が調整している。これが公道になった場合には、西側からのアクセスとして検討したい。[11/29 審査会]	説明済[11/29 審査会]

■事業計画について

	<p>テーマが「緑からつくり育む環境体感公園」で環境保全を謳っているのであれば、基本的には極力手を入れたい、最小限の手入れで、できる限りそのままの方がいいのではないかと。[11/29 審査会]</p>	<p>なるべく土地の改変を少なくするコンセプトで計画している。例えば、緑の空間創造エリアは、現況は平場になっているように見えるが、実際にはかなり凹凸がある。公園利用者の安全を確保するために土地の切り盛りをして平らにしなければならないところは、必要最低限で整備を考えている。[11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会]</p>
<p>事業計画</p>	<p>【審議での指摘】 長期に渡って「環境」という公園のコンセプトを維持することが非常に重要だと思う。公園に行くプロセスとして、車のルートと歩行者のルートが交わらないよう、歩いていくことを想定した公道を整備することが重要ではないかと。最初に掲げたコンセプトに関わることなので、計画地だけでなく、そういったこと全体に配慮していかないと上手く成功しないと思うので検討いただきたい。 [11/29 審査会]</p>	<p>【事務局が回答】 いただいたご意見は、事業者に伝えたい。 [11/29 審査会]</p>	<p>後日、審議内容を事業者に申し伝えた。</p>
	<p>準備書 2-29 ページの「2.3.7 地球温暖化対策」でヒートアイランドの記載があり、「都市の温暖化」と「地球温暖化」は干渉し合っている話にはなっているが、分けて議論されることが多いので、見出しの名称を「地球温暖化対策等」とするか、地球を取って「温暖化対策」として、都市の温暖化と地球温暖化の両方に配慮していることが分かるような見出しにすると良いのではないかと。[12/9 審査会]</p>	<p>「2.3.7」の見出しについては、修正します。 [12/9 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会] 補足資料4で説明済 [12/22 審査会]</p>

■事業計画について

	<p>温室効果ガスの低減について、アセスでやるべきことなのかどうかも含めて、この開発によってどれほど低減されるのかについては、どこかで評価されるのか。</p> <p>また、運用時にエネルギーを使用する施設は少ないと思うが、逆に緑地を回復するなどのプラスに働く整備も行われることを評価しても良いのではないか。事業評価の際に、緑地を回復していることがカウントされるのかについても教えていただきたい。[12/9 審査会]</p> <p>いずれ横浜市全体としても評価して数字を出していかなければいけないと思うので、どこかで必ず事業評価をされるように温暖化対策の部署と調整していただきたい。[12/9 審査会]</p>	<p>緑に関して、現況との比較は、ある程度は定量的に測ることは可能かと思うが、長期の事業なので、どのような評価が下せるかは、再生可能エネルギーの導入や最新の次世代自動車の導入等を加味した全体的な計画が固まった段階で、判断できるかと考えている。アセス手続きの段階では、中々難しいが、横浜市の温暖化対策の部署と相談しながら、どういった評価が可能なのかも含めて引続き検討していきたい。[12/9 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会]</p>
<p>事業計画</p>	<p>温暖化の観点で、極端な雨や気象状況が起こってくることを考えると、それに適応していくという視点からも大きな緑地は大変重要な役割を果たすと思うので、長期的な計画の中で触れておくのではないかと。待受け擁壁を安全対策のためにやっているが、雨も強くなってきているため、こういう対策がより重要になってくるので、これからの適応策という視点にも触れていただきたい。[12/9 審査会]</p>	<p>当日回答なし</p>	<p>補足資料4で説明済 [12/22 審査会]</p>
	<p>補足資料4の4-1 ページに網掛けで「都市型水害発生の軽減にもつながる」と記載があるが、前回の指摘は、地球温暖化と都市の温暖化は異なるので、別々に記載するという趣旨だったと思う。</p> <p>また、地球温暖化と都市のヒートアイランドの問題に「都市型水害発生の軽減」を追記しているが、少し回答がずれているのではないかと。[12/22 審査会]</p>	<p>タイトルを「地球温暖化対策」ではなく、「地球温暖化対策等」とし、都市の温暖化も含めた表現にしてはどうかとのご指摘通りに修正した。</p> <p>後段の網掛け部の、緑の保水機能、都市型水害軽減については別のご指摘への対応で、新たに緑を創出する意義を記載している。[12/22 審査会]</p>	<p>説明済[12/22 審査会]</p>

■事業計画について

	<p>公園に池のような環境があると生物多様性の観点から良いのかなという気がする。準備書の2-17ページで、No.6のタンク跡が水色になっている部分は、池になるのか。 [12/9 審査会]</p>	<p>このタンクは池になる予定。その他にも準備書の2-17ページの図面で右下の方に「せせらぎ」があり、その上流には「体験水田」というものが里山空間再生エリアにある。これらも、ある意味湿地的な環境ができるので生物多様性に寄与出来るのではないかと考えている。 [12/9 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会]</p>
<p>事業計画</p>	<p>タンク部分の池は、雨水を溜めただけの状態になるのか。ほっておくと藻類が繁茂して生物多様性の観点からの課題も考えられるが、この水域の管理はどのように考えるのか。 [12/9 審査会]</p>	<p>タンクを使った池に関しては、昭和50年代に爆発したタンクを利用するもので、かなり土を入れて浅くして人工的に池の形状にする。詳細は実施設計の中で調整していくが、公園施設なので、藻類が繁茂、悪臭を発生することがないように水道水の利用や循環式も含めて適切な管理が出来るように整備していきたい。 [12/9 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会]</p>
	<p>【事務局説明についての指摘】 タンクに池を作るとなると「自然」という公園のコンセプトとも合わず、相当深くなり、安全面のリスクもある。せせらぎ等も、溺れないような浅いものにするのであればいいが、リスクが高いので検討してほしい。 [12/22 審査会]</p>	<p>【事務局が回答】 事業者から、過去に爆発したタンクに土を入れて浅くして池を整備するとの説明があり、溺れないよう配慮されるものと考えている。また、現状で水路があるところを親水性のせせらぎとして整備するとの説明があり、公園のコンセプトである「なるべく地形を活かした計画」になっていると考えられる。 [12/22 審査会]</p>	<p>説明済 [12/22 審査会]</p>
	<p>公園東側が低地で広場や駐車場にする計画だが、最近の異常気象で大雨が降った時に、東側の低地部分に水が溜まって池のようになることは想定されるのか。想定されるとしたら対策はどうするのか。 [12/9 審査会]</p>	<p>東側の低地部分には、「多目的レクリエーション広場」や「草地広場」が整備されるので、水が溜まらないように整形し、水勾配をとって、隣接する水路に排水できるように整備している。 [12/9 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会]</p>

■事業計画について

	<p>横浜市の環境科学研究所との連携という話があったが、このエリアが学術的な研究の対象になるのであれば、研究所と大学が長期に渡って協力していく仕組みを作ることが有効で、モニタリングを強化する仕組みを作ることになるのではないかと。[12/9 審査会]</p>	<p>一例として横浜市の環境科学研究所を挙げさせていただいた。公園整備にあたっては工事車両の出入りとの兼合いはあるが、学術的に意味があり、研究が必要というご提案があれば、ご相談させていただいて、ご協力いただけるという中で対応できれば、と考えている。 [12/9 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会]</p>
<p>事業計画</p>	<p>元米軍施設でありバリアがあったが、あれはそのまま残すのか、それともこの機会に撤廃してしまうのか。色んな物を持ち込まれると生態系にも問題があり、こういう空間はいろんな犯罪の温床になることもあり得るので、管理する体制は十分考える必要がある。 [12/9 審査会]</p>	<p>フェンスは、老朽化している部分は補修しつつ、基本的には残して、立入りに関してはしっかり制限していかなければならないと考えている。現在、国が365日常駐の人を付けて管理している中で、これから工事に入っていく中では、最低限現在の体制を維持管理していきたい。 [12/9 審査会]</p> <p>【口頭で補足説明】 工事期間中は警備員が常駐し、一般の方々の立入は制限される。供用後についてはフェンスを設置する等、希少種の持去り防止を検討していく。なお、公園の防犯対策については公園の管理運営の中で対応策を検討していく。 [12/22 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会]</p> <p>口頭で補足説明済 [12/22 審査会]</p>
	<p>生態系と市民意見を調整していく場を作る必要があるのではないかと。この公園の維持管理は税金によると思うが、この広いエリアをどう管理していくのか。例えば、週末にボーイスカウトが活動の場として常時使っているため、ごみもほとんど落ちていなくて、他と比べて気持ちがいい公園がある。市民協働とも近いが、自ずと管理ができる工夫が必要だと思う。 [1/17 審査会]</p>	<p>この公園は55.8haある非常に広い公園で、全部で4つのエリアに分かれており、それぞれ機能が違う。エリアごとに市民の方と連携を考えていきたい。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済 [1/17 審査会]</p>

■事業計画について

	<p>災害時の広域避難場所という観点からも公園計画を考えていく必要がある場所だと思う。横浜市立大学附属病院が近くにあり、もし震災があった場合に患者さんをどうやって避難させるかといった観点からも重要な意味があると思う。 [1/17 審査会]</p>	<p>災害対応の担当部署と連携しながら広域避難場所に指定していくことを考えている。自治会や町内会等の地域の方々とも話をしながら、災害時の対応策についてのルール化等を議論していきたい。この公園が広域避難場所に指定されて運営していく中では横浜市大、市大病院と何らかの形で連携が取れればと考えている。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済[1/17 審査会]</p>
	<p>補足資料 17-1 ページの工事用車両ルートの変更は、歩行者の安全面等による変更だと思うが、不測の事態があった時にはその都度、柔軟に対応するのか。 [2/16 審査会]</p>	<p>問題があった場合は、国道管理者や市道の管理者である土木事務所等としっかり協議し、安全を確保した上で工事を実施し、必要に応じ工事を一時的に止めることも含めて考えている。 [2/16 審査会]</p>	<p>説明済[2/16 審査会]</p>
<p>事業計画</p>	<p>工事用車両ルートの変更について、南側からUターンした先は現状で道路が無いように見えるがどのようにになっているのか。 [2/16 審査会]</p>	<p>八景島に向かう観光バスのみを通る道路の橋脚下で転回し、観光バスのみ通る道へ合流する。国道管理者からこのルートが一番安全ではないかと指導されている。 [2/16 審査会]</p>	<p>説明済[2/16 審査会]</p>
	<p>工事用車両ルート変更後の地点⑤'は市道を横断する形になるので、無信号で一時停止をする交差点の扱いとなる。計画地に入る工事用車両が滞留して国道に列が伸びる、計画地から出る工事用車両が滞留して市道を塞ぐといった、滞留の評価が必要と思う。 [2/16 審査会]</p>	<p>国道管理者及び県警との協議で、車の滞留場所を確保するために変更後のルートのように緑道内にスペースを確保し、一定の幅員を設け、誘導員を配置して安全を確保することが望ましいと指導されている。 [2/16 審査会]</p>	<p>説明済[2/16 審査会]</p>
	<p>補足資料 17-5 ページで地点⑤'は地点⑤の予測結果を準用することだが、もう一度評価した方がよいと思う。 [2/16 審査会]</p>	<p>沿道で評価する場合、大気質、騒音、振動の影響が最大になるときは、交差点のように車の流れが交差しても、通行量は変わらないので、基本的には流れの向きが変わるだけと考え、地点⑤の数値を準用している。 [2/16 審査会]</p>	<p>説明済[2/16 審査会]</p>

■事業計画について

事業計画	<p>交通処理の観点から、地点⑤’は交差点形状になるので、処理が可能なのか、滞留長の予測評価が新たに必要ではないか。 [2/16 審査会]</p>	<p>工事を行うのは平日で、休日は行わないことを考えている。現在も平日は滞留がない状況なので、国道も含めて対応できるのではないかと考えている。滞留エリアを緑道内に広くとることで、周辺の方々に極力ご迷惑が掛からないように考えている。 [2/16 審査会]</p>	<p>説明済[2/16 審査会]</p>
	<p>交通ピークの129ヶ月目は第3期の工事中で一部開園している時期だが、工事用車両と一般車両の出入口は同じなのか。一般車両が通行する際の交通整理の仕方も考える必要がある。 [2/16 審査会]</p>	<p>第3期は、崖上の頂上等が供用開始し、工事用車両と一般車両が交差するので、誘導員を配置して安全を確保する。同じ出入口の位置だが、工事用車両と一般車両は分離して交差しないような対応をとる。 [2/16 審査会]</p>	<p>説明済[2/16 審査会]</p>
	<p>立入制限は都市公園の利用を制限する要素になり、「活動・体験・学習エリア」の中に立入制限エリアがあるのは厳しいゾーニングだと思うが、現段階でわかっているのであれば、森の再生エリアや立入制限エリアの位置の根拠がゾーニングで示されていることが必要ではないか。 [2/16 審査会]</p>	<p>立入制限エリアの草地に水のタンクがあり、人は立ち入れない。そこをハビタットとして保全し、なぜ立入制限するのか市民の方々に説明し、ご理解いただいていると思う。ゾーニングで「自然環境保全エリア」が切れているが、そのゾーンを延ばすことで保全が明確になれば、延ばすことも考えたい。 [2/16 審査会]</p>	<p>説明済[2/16 審査会]</p>
	<p>生態系全体を捉えることを供用後にやっていくとすると、生物の生息環境に配慮して立入制限している根拠をきちんと示す必要があると思う。先ほどのご説明は利用にあたっての危険性の視点で、制限していると聞こえたが、ではなぜ生物の生息環境としてここを保全するのか、という根拠が必要ではないか。 [2/16 審査会]</p>	<p>草地環境が非常に重要なものであるというご意見があり、たまたまだが、立入制限できるエリアに草地環境があるので、保全していく。先ほど申し上げた通り、「自然環境保全エリア」のゾーニングを延ばすような形で対応したいと思う。 [2/16 審査会]</p>	<p>説明済[2/16 審査会]</p>
	<p>利用に適している・適していないエリア、生態系保全の重要度が高い・低いエリアがどこかを示し、ゾーニングをきちんと書いておいた方が後々利用の在り方がぶれず、一つの根拠になるのではないか。 [2/16 審査会]</p>	<p>ゾーニング図を修正します。 [2/16 審査会]</p>	<p>補足資料18で説明済 [3/2 審査会]</p>

■事業計画について

<p>事業計画</p>	<p>1点目は、補足資料 18-3 ページ 表 2.3-2 の修正案の「里山空間再生エリア」に関する記載で、「生物生息環境の場を確保するため」に活動体験学習として植樹をするという位置付けだが、どちらかというところ「活動・体験・学習エリア」なので、「里山景観やここでの活動体験学習の場を再生する」として、自然体験活動としての意義付けを強めてはどうか。</p> <p>2点目は、「自然環境保全エリア」に関する記載で、立入制限についてはこれでいいと思うが、「貴重な生態系保全の観点から」の「貴重な」については、このエリアだけが際立って貴重というわけではなく、全体が生態系として価値があると思うので、あえて「貴重な」と言わなくてもいいのではないか。また、「閉鎖管理」という表現は少し強いのではないか。ここは「立入りを制限し、管理する」ということでよいと思う。</p> <p>[3/2 審査会]</p>	<p>1点目については、植樹による森の再生を行う箇所が「活動・体験・学習エリア」から「里山空間再生エリア」に移ったことで、「樹林地で学習する」との要素を排除するというのではなく、あくまで公園整備のためのゾーニングということをご理解いただきたい。</p> <p>2点目については、18-3 ページの上の表に、準備書におけるこのゾーンの考え方が書いてあり、「通常は閉鎖管理とする」ということが元々明記されている。「立入りを制限する」ことは、ある意味「閉鎖管理」だということで、この言葉を使わせていただいている。</p> <p>[3/2 審査会]</p>	<p>説明済 [3/2 審査会]</p>
	<p>特に閉鎖という観点を強調しておきたいのであれば結構かと思う。管理として、放置すると逆に質が下がることがあるので、誤解を招かなければいい。</p> <p>[3/2 審査会]</p>	<p>「閉鎖し、管理する」という意味で「閉鎖管理」という言葉を使っています。</p> <p>[3/2 審査会]</p>	<p>説明済 [3/2 審査会]</p>
	<p>補足資料 18-3 ページの修正案の「里山空間再生エリア」の考え方で、継続的な調和のとれた自然と人との生活、元々のバランスを人為的に直すということではなく、バランスの回復を助長するという考え方が文章に表れるとより適切ではないか。</p> <p>[3/2 審査会]</p>	<p>「里山空間再生エリア」は、人間の生活、里山での生活を体験、調和できるようなゾーンとして整備することをエリアの考え方に記載しています。</p> <p>[3/2 審査会]</p>	<p>説明済 [3/2 審査会]</p>
	<p>ゾーニング図の修正で第2期の範囲が広がったが、ゾーニングに合わせて工区も変更されるのか、影響面で考えるのか。</p> <p>[3/2 審査会]</p>	<p>基本的には、ゾーニングに合わせて工区も変わる。安全性の確保という観点で、危険な箇所は、ゾーニングに関わらず順序を変えながらやるべきことも出てくると思う。</p> <p>[3/2 審査会]</p>	<p>説明済 [3/2 審査会]</p>
	<p>影響についても特に変更はないということか。</p> <p>[3/2 審査会]</p>	<p>基本的には変わらないということです。</p> <p>[3/2 審査会]</p>	<p>説明済 [3/2 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

項目	指摘、質問事項等	事業者側の説明等	取り扱い
評価項目 全般	<p>【審議での指摘】 長期間に渡って事業を進められるケースで、事後調査はこんなに長い期間で考えられるものではないと思うが、これだけ長期間に渡って環境が変わっていく中でのフォローアップについて、アセスでやるのか、それとも公園管理の方でやるのか、はっきりしておいた方が良い。これについての考えを教えてください。 [11/29 審査会]</p>	<p>【事務局が回答】 事業者は準備書の 9-4 ページ等に生物多様性の動物・植物及び水質・底質について工事中の事後調査を計画している。 移植・移設する注目すべき動植物種の生息・生育状況について、調査頻度は生物種毎に 1 回となっているが、工事の進捗に合わせて移植・移設が行われる中で、この措置が取られた後できちんと定着状況を見るのに相応しい時期に事後調査を行うことが示されている。 工事期間が非常に長い、工事の進捗に応じて保全措置を実施し、事後調査も適切な時期に確認するよう長期的計画で取り組むようになっている。[11/29 審査会]</p>	<p>後日、審議内容を事業者に申し伝えた。 補足資料 3 で説明済 [12/9 審査会]</p>
	<p>【審議での指摘】 事業者から事後調査報告書が適時出てくると考えてよいか。 [11/29 審査会]</p>	<p>【事務局が回答】 はい。そのように考えており、また、提出するよう指導したいと思います。 [11/29 審査会]</p>	<p>後日、審議内容を事業者に申し伝えた。 補足資料 3 で説明済 [12/9 審査会]</p>
	<p>事後調査のモニタリングの時期だが、時間軸が入ったのがあると良い。例えば、準備書 9-4 ページの事後調査の内容のところで調査頻度や調査時期について示しているが、それぞれタイミングが違い、水質に関しては各工期で調査するので、モニタリングの時期が時間軸上で分かるのがあると良い。 [12/9 審査会]</p>	<p>どのようなものができるか、検討して報告させていただく。[12/9 審査会]</p>	<p>補足資料 5 で説明済 [12/22 審査会]</p>
生物多様性	<p>公園化することによる移入種対策が必要になると思う。元々いた外来種、生態系の管理の視点も必要だと思うが、その辺りの考えについて伺いたい。新しく出てきているような外来種、移入種の扱いをお聞かせいただきたい。 [11/29 審査会]</p>	<p>開園したあと、外来種がむやみに増えないよう、ごみの処理や、外来種が増えづらい設えができるように検討していきたい。具体的には、適切に巣を撤去する等、公園の運営の中で検討したい。[11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

	<p>工事期間中に外来種が北側の自然環境保全エリアに移動していく可能性も十分考えられるので、自然環境保全エリアに対する外来種対策も重要になってくると思う。 [11/29 審査会]</p>	<p>対策について、公園の管理運営の中で検討していきたい。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会]</p>
	<p>長期的かつ段階的に行う事業で、生態系の変化を分かり易く示すことが肝心だと思う。技術の発展で生態系、あるいは生物の生息適地の変化や環境類型の変化を可視化できるようになってきているが、そういった見える化や定量化を段階的に行うことを検討できないか。 [11/29 審査会]</p>	<p>十分にできていないところがあるのかもしれない。持ち帰って検討したい。 [11/29 審査会]</p>	<p>補足資料6で説明済 [12/22 審査会]</p>
<p>生物多様性</p>	<p>環境類型の区分が、樹林・草地・水域・市街地といった土地被覆的な分類に留まっていて、これを詳しく分けると斜面樹林や斜面草地といった地形とともに分かれ、それが土地の改変によってどう変化していくのか分かると、生態系の環境類型の変化が分かると思う。生態系として、もう少し面的な変化の状況を予測できるかというのではないか。 [11/29 審査会]</p>	<p>もう少し細分化して検証してはどうかということですので、持ち帰り今後検証していきたい。 [11/29 審査会]</p>	<p>補足資料6で説明済 [12/22 審査会]</p>
	<p>環境類型区分を見ると、樹林化する平坦部の草地は大径木と草地がセットで存在することで、比較的良好な草地環境が維持されている可能性がある。ここに森づくりとしてシイやカシを入れるのは、草地を活かした環境にするための樹林創出としては心配である。森づくりについて立木の密度や林群構成等の記載はどこかにあるか。 [12/22 審査会]</p>	<p>現況は密植しており、その中から適正に育成している木を中心に育成に適したものを、森として継続管理する上で適正な本数を考えながら移植していきたい。密度、構成はご意見等も踏まえて植えていきたい。移植する場所としてはここしかないと考えている。 [12/22 審査会]</p>	<p>説明済[12/22 審査会]</p>
	<p>環境類型変化を詳細化することで見えてきた、平坦部の草地が約6ha減る影響の評価をきちんと書く必要がある。森づくりでできる樹林が草地環境に配慮された樹林になることを、草地環境の現状に対する評価で触れてはどうか。資料を見ると草地環境へのインパクトが大きくなるという印象がある。 [12/22 審査会]</p>	<p>どこまで書けるか分からないが、精査して表現出来ればと思う。 [12/22 審査会]</p>	<p>補足資料9で説明済 [1/17 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

	<p>補足資料 9 図 9-2「植樹による森の再生を予定している範囲」と、準備書 2-8 ページ図 2.3-2 ゾーニングの「植樹による森の再生を行う主な箇所」とエリアが一致しないのはなぜか。[1/17 審査会]</p>	<p>現地の地形に合わせてこの辺りということを示した。精査すべきところだったが、記載が誤解を与えたことについてお詫びする。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済[1/17 審査会]</p>
	<p>森づくりの目標像を記載する必要があると思うが、どこかに記載があるか。[1/17 審査会]</p>	<p>森づくりの方向性は、役所で決めることも大事だが、愛護会のように市民協働を取り入れながらやっていく。森づくりの必要性としては、150 周年の森を再生するコンセプトで行っており、樹木を移植する適地として、図 9-2 の斜線部辺りが適正と考えている。図 9-1 のように元々樹林地であったことを踏まえ、この場所に行っている。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済[1/17 審査会]</p>
<p>生物多様性</p>	<p>150 周年の森だからこそ、適地に適した樹林を形成してほしい。図 9-2 の森の再生予定地の大きい方は、現状樹林に囲まれ、草地環境として生態系上の価値があると認識している。「森づくりをする、ここでしかできない」のであれば、根拠をしっかりと説明できた方がよい。二次草地や里山由来の草地の価値はもう少しミクロな視点で、例えば明治時代くらいまであった茅場や採草場がパッチ状に残り草地として現在も維持できているのではないかという視点だと思う。全体の樹林がなくなったのでまた樹林化します、ではなく、草地のモザイクや樹林と合わせたエコトーンのような形で保全ができないかということが土地の植生や生態系の変化として示せるほうが良く、例えば図 9-2 のように環境類型の後にそういった視点を入れて、150 周年の森が残存する草地環境と一体的に良好な環境を作れますと記載できれば、素晴らしい森の目標像になると思う。[1/17 審査会]</p>	<p>樹林地の場所についてここしかないと言ったのは、環境面も非常に重視すべきものであることは認識しているが、一方でこの公園に対する市民の期待も大きい。土地利用に関する色々なご意見を集約した形で基本計画がつけられている中で、樹林を物理的に配置可能な場所を考えると、このエリアしかない。北側にある小さなタンクの周辺は、現状草地となっており、生物多様性が豊かということで、このエリアは森と隣接する草地環境として保全していくべきということで立入制限予定範囲として記載している。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済[1/17 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

生物多様性	<p>補足資料 9-3 ページで表 6.1-41 の「工事中における草地環境の保全・確保」等について加筆いただいているが、これは施設の存在・土地利用の変化にも関わるので、現状の草地を樹林に変化させる影響として、供用時にも森づくりにおける配慮が加筆できないか。 [1/17 審査会]</p>	<p>準備書 6-1-74 ページ表 6.1-42、供用時の環境保全措置の1つ目に「保全した環境が継続するよう適切に維持管理を行います。」と記載している。新たな草地環境も含め、保全した環境を維持管理していく、ということに理解いただきたい。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済[1/17 審査会]</p>
	<p>ハビタットとの関係で、草地は低茎、高茎、中間タイプのどれになるのか。また、立入の可否の想定によって考え方が異なるはずだが、全体として、どのようなハビタットが補償されるのか。 [1/17 審査会]</p>	<p>補足資料 9 図 9-2 に紫で囲ったエリアは、現存植生を保全し、草地として管理をしたい。一般利用エリアは低茎の草地を想定。エリアごとに草地の将来像についても管理運営の中で考えていきたい。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済[1/17 審査会]</p>
	<p>紫で囲まれた左側の立入制限予定区域は現状クズ主体の草地だが、少し植生を変えていくのか。右側にはススキ群落があるが、それは維持するのか。 [1/17 審査会]</p>	<p>ススキ群落は現況の環境を維持する。クズは周辺住民のご意見を踏まえ、他の施設利用等も加味して適正な規模で管理したい。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済[1/17 審査会]</p>
	<p>立ち入れる場所には、ススキ群落や南側にアズマネザサ群落があるが、こういった場所は刈込頻度を上げて人が立ち入れるようにコントロールするのか。 [1/17 審査会]</p>	<p>里山空間再生エリアは現在ススキ群落があるが、水田や畑のように里山農体験ができるような環境にしておくため、現況から改変する計画。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済[1/17 審査会]</p>
	<p>水が溜まっている No. 6 の大型地下タンク周辺は、現況ではススキ群落やクズ群落が分布しているが、これは改変していくのか。 [1/17 審査会]</p>	<p>土地の表層を敷き均し、タンクは埋め戻してタンク広場として活用する。現況のススキ群落やクズ群落等は改変する。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済[1/17 審査会]</p>
	<p>補足資料 9 の図 9-2 がとても分かりにくい。現状の環境類型区分の上に植樹を予定している森のエリアや、立入制限を予定している範囲を描いていただいた方がよいと思う。現状に対する将来像を描いていただきたい。 [1/17 審査会]</p> <p>立入制限区域は、これだけでいいのか。安全面で立入制限した方がよいという議論もあったが、もっと精査して決めていく必要があるのではないか。 [1/17 審査会]</p>	<p>改めて整理して、現存植生図等と比較できるように精査する。 [1/17 審査会]</p>	<p>補足資料 15 で説明済 [2/16 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

	<p>準備書で生物に関するリストが幾つか挙がっており、平成20年3月の既存資料調査結果と現場調査結果が示されているが、例えば鳥類の場合、現在使用されている目録が平成20年時点のものと違い、種の並びが若干変わっている。その点をどのように整理されるのか。最新のもので合わせたほうがいいのではないかと思うが、過去との関係で読みにくいのであれば、その辺は考えなければいけない。</p> <p>また、生物の標準和名について、現在の目録ではドバトとは言わずカワラバト、タイワンリスはクリハラリスと表示されているなど、最新の言葉の使い方と異なるものがあるので、この取扱いを整理して、考え方を示してほしい。</p> <p>[11/29 審査会]</p>	<p>持ち帰り、精査させていた だきたい [11/29 審査会]</p>	<p>補足資料1で説明済 [12/9 審査会]</p>
<p>生物多様性</p>	<p>注目すべき種として幾つか準備書に挙げられており、一部は場合によっては移植の措置を取るということだが、移植する植物というのは具体的にどれになるのか。また、移植した場合に定着するかどうかについての研究等はあるのか。</p> <p>[11/29 審査会]</p>	<p>こちらについては、内容や 見つけた場所については、非公開審議で説明させて いただきたい。 [11/29 審査会]</p>	<p>非公開審議で説明済 [11/29 審査会]</p>
	<p>自力での移動が難しいと考えられる種については、事前に移設を行うとあるが、具体的な種名とは言わなくても、何割、何種類くらいが移設するものとして考えられるのか、それから移動可能なものというのが全体の中でどれ位あるかを、もし公開の場でも答えられるのであれば答えていただきたい。</p> <p>[11/29 審査会]</p>	<p>注目すべき動物のうち、自力での移動が難しいと考えられるために移設するものは3種。 詳細は後の非公開審議で説明させていただきたい。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会] 補足資料3で説明済 [12/9 審査会]</p>
	<p>事後調査手続は条例に規定されているが、事後調査の段階では審査会が関与できる余地がないので、現段階において事後調査の考え方、特に生物多様性の環境保全措置として考えられている移設の結果に対するフォローアップの考え方を明らかにしていただきたい。</p> <p>[11/29 審査会]</p>	<p>横浜市に生物等を専門に研究している環境科学研究所という組織があるので、そういったところとタイアップしながらフォローアップを検討したい。非常に貴重なものなので、きちんと保全していければと考えている。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会] 補足資料3で説明済 [12/9 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

	<p>補足資料3の(2)、工事中及び供用時の事後調査の調査時期について、供用時は「全体供用開始後1年程度経過後」と書いてありますが、考え方としては移植したものがきちんと定着しているかどうか重要なので、「定着が確認されるまで」というような説明の方がよいと思う。[12/9審査会]</p> <p>一般的に移植に関して、単年度ではしっかり定着したということは、どの動植物種においても分からないものなので、考え方として今後へのつなぎ方としてご理解いただきたい。[12/9審査会]</p>	<p>事後調査の調査時期である「全体供用開始後1年程度経過後」というのは、1つの目安と考えていただきたい。植物、動物に関してもおそらく定着しているであろうということで、この段階で事後調査をするが、この段階で何か影響があって、何か措置をとらなければならないということが明らかになれば、その調査結果を踏まえて対応し、動植物が定着できるような措置を考えていきたいと思う。[12/9 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会]</p>
<p>生物多様性</p>	<p>工事中の公園管理とアセスのモニタリングの関係性に関して、生物多様性の供用時の事後調査の調査時期は、全体供用後1年程度経過後という話だが、例えば第2期の自然環境保全エリアの移植後から10年間くらいある。第2期の公園管理の間に出てくる様々な変化も反映し、第3期の調査を考えられればいいかもしれない。公園管理の中で出てくる知見を事後調査の中でどう踏まえるのかという話を、書けるようであれば書いていただけるとよい。[12/9審査会]</p>	<p>移植後の生物の状況は、公園管理の中で色々出てくる可能性がある。そういうものは、環境創造局の環境科学研究所と連携しながら、公園管理の一環として、対応策についても考えていきたい。[12/9 審査会]</p>	<p>補足資料5で説明済 [12/22 審査会]</p>
	<p>補足資料5の事後調査時期等について、動植物の移設・移植以外に、植生として復元・管理するという観点のモニタリングがあると思う。公園管理あるいは森づくりとしてやるのか、整備スケジュールに入れるのか、環境保全措置としてやるのかなど、曖昧な部分がある。ここに宿題的に書くとよいのではないか。[12/22審査会]</p>	<p>管理運営の中でしっかり考えていきたい。表現についても評価書に向けて何か表現できればと思う。[12/22 審査会]</p>	<p>補足資料10で説明済 [1/17 審査会]</p>
	<p>補足資料10は、有益な加筆だが、外来種や移入種の管理についても併せて記載するとより良いのではないか。[1/17審査会]</p>	<p>外来種はなかなか排除が難しい。一般的な公園管理の中で繁茂する外来植物等は適宜、管理の中で対応したい。抜本的に改変することは難しいので、記載は控えたい。[1/17 審査会]</p>	<p>説明済 [1/17 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

	<p>準備書意見見解書の2-10ページで、生物多様性に対する意見について、「注目すべき動植物を配慮したものではなく、一般の公園を想定した基準であり、その基準しか無いからそれで理解を求められても、そこに住む貴重な動植物が居ることを鑑みるとその基準では適切とは思いません。」という意見に対する回答が一般論として環境影響評価制度の説明をされていて、正面から答えておらず、不親切な回答ではないかと思う。 [1/17審査会]</p>	<p>環境影響評価項目を決める方法書で委員の皆様と議論いただき、それを踏まえて今回の準備書となっていることを知ってもらいたいという趣旨で、環境影響評価制度に触れている。また、非公表の貴重種についても議論いただいていることを記載するとともに、環境影響評価制度に則った手続きがなされていることを伝えなかった。 [1/17審査会]</p>	<p>説明済[1/17審査会] 口頭で説明済 [2/16審査会]</p>
<p>生物多様性</p>	<p>【審議での指摘】 準備書の評価項目の掲載順として、「生態系」の後に「動物、植物」を記載する等の自由度を持たせることは可能か。 「生態系」の評価後に、その中で「動物、植物」の重要な種の選定等を記載するといったアレンジは、このアセスに限らず可能なのか。[1/17審査会]</p>	<p>【事務局が回答】 本件に関わらず、アセス図書の構成は、技術指針の記載順に則った構成となっていますが、記載順について特段の規定があるわけではないので、適宜順番を入れ替えて記載することは可能かと思う。今後のご審議も踏まえながら、評価書での対応を検討していきます。 [1/17審査会]</p>	<p>事務局から説明済 [1/17審査会]</p>
	<p>補足資料16-2ページの修正案について、持ち去り対策が必要であるならば、逆に勝手な植樹に対する制限を設けることもあるのか。 [2/16審査会]</p>	<p>外来種等を保全エリアに勝手に植樹することは禁止すべきだと考えている。しっかり管理運営することと、行政だけでは限界があるので、市民ボランティアを募り、協働することが効果的と考えている。持ち去り「等」と加筆させていただく。 [2/16審査会]</p>	<p>説明済[2/16審査会]</p>
	<p>植物種だけでなく、水生生物、飼育昆虫を放すといった外来種問題に直結する懸念があるので、明確に「持ち去り及び持ち込み等」と記載した方がいいと思う。 [2/16審査会]</p>	<p>表現を精査して盛り込みます。 [2/16審査会]</p>	<p>補足資料19で説明済 [3/2審査会]</p>
	<p>市民ボランティアとの連携、協働は重要なポイントなので、ぜひ工夫していただきたい。周辺自治体で実際に実施されている情報を得て、盛り込むことも必要だと思う。 [2/16審査会]</p>	<p>周辺自治体、場合によっては国定公園等からも情報を得るほか、学識経験者等にヒアリングをし、一番有効な方法を運営の中で考えたい。 [2/16審査会]</p>	<p>説明済[2/16審査会]</p>

■環境影響評価項目について

生物多様性	一つの考え方の提案ですが、市民の方々と協働し、積極的に公園の名物として増殖を手掛けて、「ここは増殖地だ」ということを堂々と見せてしまう方法もあるのではないかと思う。[2/16審査会]	注目すべき種の保全と増殖の考え方については、非公開審議の中で改めて説明する。[2/16審査会]	説明済[2/16 審査会]
	事後調査について、現地調査は、全体供用後に1回やるという話だが、一度に検証できると考えずに、段階的に各工期の終わりに把握した上で成果、実績報告する方がよいのではないか。[2/16審査会]	現地調査は注目すべき種を移設した翌年に行う。各工期というよりは、動植物を移設した時期、適切な時期に行うということで対応したい。[2/16審査会]	説明済[2/16 審査会]
	生態系の網羅的な調査の意味で、植生も含めた全体の調査ということで質問したが、移植のモニタリングということか。[2/16審査会]	説明したのは注目すべき種を移設した場合の対応です。全体に関しては、管理運営の一環で市民協働等も含め、専門家に相談しながら検証したい。[2/16審査会]	説明済[2/16 審査会]
水循環 (湧水の流量)	地下水の使用について、農体験のみ使用するということでよいか。[11/29審査会]	基本的には農体験用の水源を整備する目的で、しっかり水質等を調べて、安全性を確保した上で使う。[11/29 審査会]	説明済[11/29 審査会]
	供用時に湧水は公共用水域に流れるのか。湧水について一般項目も測定されており、トイレ等の生活排水の処理場が公園の中にでき、そこに湧水が入り込むのであれば湧水のモニタリングが必要だと思うが、湧水の一般項目をモニタリングしている理由はあるのか。[12/22 審査会]	湧水は、「せせらぎ」を作って市民の方々に見ていただくので、水に触れた時に危険性がないか調査を行っており、通常水路等に排出する。公園のトイレや手洗い等は公共下水道に接続して、一般家庭から出る排水と同じく処理をする。公園の中に処理場を作る計画にはなっていない。[12/22 審査会]	説明済[12/22 審査会]
	湧水は色んな地点があると思うが、それを一つの流れに見えるようにするということか。そこで市民の方々が水浴び等をするからモニタリングするということか。[12/22 審査会]	準備書の2-17 ページに計画平面図があり、図面上で「せせらぎ」と書いている場所に湧水を活用した水路を整備しようと考えている。[12/22 審査会]	説明済[12/22 審査会]
	現在は湧水が自噴しているのか。[12/22 審査会]	その通りです。[12/22 審査会]	説明済[12/22 審査会]

■環境影響評価項目について

	<p>工事中にかなり発生バイオマスがあるのではないかと思う。工事中の一般廃棄物の量として、もちろんチップ化してリサイクルという率も書いていただけたらいいと思うが、工事中のバイオマスに関する対策について教えていただきたい。[12/9 審査会]</p>	<p>バイオマスの技術に関しては、まだこれから検証しなければいけないことが沢山ある。温暖化対策や再生可能エネルギーの利用とも関連すると思うが、それらも含めて、可能かどうかは分からないが、この公園で何が出来るのかは検証、検討していきます。 [12/9 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会]</p>
<p>廃棄物・建設発生土</p>	<p>バイオマスについて、廃棄物の予測評価で、工事中は産業廃棄物しか予測がないが、工事中の一般廃棄物はどのように予測されていないのか。[12/9 審査会]</p>	<p>樹木等の剪定枝のようなものが一般廃棄物に入っているかどうかだが、量的に少ないので入れていない。この辺の取扱いについては引続き検討させていただきたい。[12/9 審査会]</p>	<p>補足資料 11 で説明済 [1/17 審査会]</p>
	<p>補足資料 11 で、クズの根を除去すると地盤を伴う抜根材が出てくると思うが、緑のリサイクルプラントで処理するのか。[1/17 審査会]</p> <p>園路等の開発で抜根材がどれくらい出るのか、今の段階で予測できれば、書いておくのが妥当ではないか。[1/17 審査会]</p>	<p>リサイクルは枝が中心。根は、処理できるものもあるが、大きい根は処理できない場合もある。規模や根の状態によって処理をする。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済 [1/17 審査会]</p>
<p>大気質</p>			
<p>水質・底質 (地下水の水質)</p>	<p>地下水の事後調査について、ベンゼン、砒素、鉛の3物質を調査するとあります。一方、事業計画で地下水を使って農作物を作ることになっており、その観点での地下水の基準はこれ以外の物質もありますが、それについては別途調べながら、更に今回のアセスの事後調査としてこの3物質について調査を行うという理解でよいか。 [12/9 審査会]</p>	<p>その通りです。 農体験用に井戸を掘る計画になっているが、その際に、当然水質は調査する。その調査結果によって使用の有無も含めて判断をしたい。 [12/9 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

	<p>過去の地下水の調査でベンゼンが基準超過している地点 16 及びその周辺が気になる。新規にボーリングするのは難しいかもしれないが、地点 16 だけでも測定頻度を増やすといった対応はできないか。 [12/9 審査会]</p> <p>地点 16 の周辺も土壌由来で検出されていると思うので、工事中や供用時は、おそらくベンゼンの濃度が下がっていくことが期待できると思う。基準を満足、不満足というチェックだけではなく、汚染土壌を撤去、処理したことによって汚染濃度が下がっていく経過をポジティブな情報として発信できると思うので、地点 16 については測定頻度を増やしてはどうかという趣旨で申し上げた。[12/9 審査会]</p>	<p>本計画でこのエリア一帯は土地の大きな改変は行わず、下流側に関しても今後、人が水を摂取するようなことは検討していない。ベンゼンが検出されていることに関しては、しっかりとモニタリング調査を続けなければいけないので、地点 16 において引続き調査を継続する考え。[12/9 審査会]</p>	<p>補足資料 7 で説明済 [12/22 審査会]</p>
<p>水質・底質 (地下水の水質)</p>	<p>準備書説明会で、「封じ込めた汚染物質の流出が心配だ。」というご意見に対して「タンク内のものが外に漏れる状況にはないが、漏れ出しがないよう遮水工を施す」と説明されているが、一カ所でも穴が開いて隙間ができると水みちができて汚染物質が漏れ出すものだと思う。タンクの底部や側面に近い部分に吸着性が期待できる地盤材料等を施工し、漏れ出しても汚染物質を吸着して基準値以下になるといった対策の方が、完全に漏れないと言うよりも良いのではないか。[12/22 審査会]</p>	<p>基本的には漏れ出さないように対策を考えている。タンクはかなり強固で、厚さ約 2 m、中もきれいに清掃されている。非常に大きく特殊なので、遮水の工法は経済性や施工性も調査した上で考えたい。漏れ出しは皆様ご心配されているので、地下水を引き続きモニタリング調査し、措置が必要だと分かればその都度対応したい。 [12/22 審査会]</p>	<p>説明済[12/22 審査会]</p>
	<p>タンクの継ぎ目は特殊合金のような部分があるのか。 [12/22 審査会]</p>	<p>継ぎ目はない。コンクリート構造で内側に金属鋼板があり、魔法瓶の構造に近い。汚染物質を入れる際は調査して、タンクにどういった遮水工を加えた措置が必要かを踏まえて設計したい。 [12/22 審査会]</p>	<p>説明済[12/22 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

水質・底質 (地下水の水質)	<p>準備書の 6-5-8 ページの表 6-5-6 で平成 25 年～27 年に調査したベンゼンの分析結果があるが、第 6 回の調査時に地点 16 においてベンゼンの数値が高くなっているのには何か理由があるのか。 [12/22 審査会]</p>	<p>調査時点で周辺も含めて土地の改変は行っていない。なぜ数値が高くなっているかは分かっていない。7 回目、8 回目で数値が下がっていることもあり、経過観察しながら対応が必要かどうか、今後の調査結果等を注視したい。 [12/22 審査会]</p>	説明済[12/22 審査会]
	<p>補足資料の 7-1 ページの最終行に「今後、状況に変化があった場合」とある。「状況に変化」というのは、地下水だけでなく、例えば湧水に変化があった時にも、水環境ということで調べていくのか。 [12/22 審査会]</p>	<p>モニタリング等で検出され、何か新たな事実が分かった時は、検出された物質や状況を踏まえて対応策を考えたい。地点 16 の周辺は土地の改変は行わない計画だが、土地の改変をやむなく行う状況があり、水質が汚れた場合は、検出された時期や量、内容を踏まえて、検討する。[12/22 審査会]</p>	説明済[12/22 審査会]
土壌	<p>ベンゼン・鉛・砒素の土壌汚染は、おそらく米軍の活動によって生じたものではないかと思うが、これらの由来を教えてください。 [11/29 審査会]</p>	<p>ベンゼン等については、米軍のジェット燃料を保管していたこともあり、油に由来するような土壌汚染がタンクやパイプライン周辺から検出されている。砒素については、自然由来という調査結果が出ている。 [11/29 審査会]</p>	説明済[11/29 審査会]
	<p>タンクの処理とあったが、このような土壌汚染を除くことも含まれていると考えてよいのか。準備書 6-6-5 ページの図 6.6-2 土壌汚染範囲の図で、赤く塗られている場所にタンクが位置していると考えてよいか。[11/29 審査会]</p>	<p>赤く塗られている部分は主にタンクやパイプライン周辺から検出されているものです。[11/29 審査会]</p>	説明済[11/29 審査会]
	<p>土地の利用履歴を踏まえ、ベンゼンや砒素が検出されていると思うが、それ以外の汚染物質も想定して、計測する必要があると思う。タンクがあれば、油由来の物質が含まれているであろうが、それ以外の米軍や旧日本軍の活動も想定して、人体等に影響のあるものがないのかチェックする必要があるのではないか。[11/29 審査会]</p>	<p>防衛省から引き継ぐ際、事前に調査した結果に基づいて、想定されるものについては調査しているというのが大前提。その上で、この土地に関係して横浜市が知りうるもので、調査すべきものはやっていると認識している。[11/29 審査会]</p>	説明済[11/29 審査会]

■環境影響評価項目について

	<p>汚染物質について、色々な汚染源があると思うが、タンクの中の石油だということがはっきりしているのであれば、まずはそれを徹底的に除去するのが第一だと思う。 [12/22 審査会]</p>	<p>米軍から返還された段階で、既にタンク内のジェット燃料は除去されている。私共でタンク内の調査を行ったが、タンク内は基準値を超えるような汚染物質は確認されていない。 [12/22 審査会]</p>	<p>説明済[12/22 審査会] 補足資料 12 で説明済 [1/17 審査会]</p>
	<p>補足資料 12 で、タンク内気中の燃料成分調査で VOC が一部タンクから検出されたということだが、どのタンクかは示さないのか。大型タンクは空間内が大変広いが、1 箇所計測してこの結果なのか、部分的に濃度が違っていなかったかどうか。大型タンクなら何箇所か計測して平均値がこの結果でした、と示した方がよいと思う。 [1/17 審査会]</p>	<p>内気中の燃料成分については上層、中層、下層で1 箇所ずつ測定している。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済[1/17 審査会]</p>
土壌	<p>大型タンクの測定箇所は各層 1 箇所で大丈夫か。内気体積が大きく、隅で濃度が高いということがないか。[1/17 審査会]</p> <p>作業環境中の測定は、メッシュを切って何箇所か測定するが、濃度が高くないので高さを区切る測定でよいかもしれない。 [1/17 審査会]</p>	<p>気体なので平面的には 1 箇所とし、上層、中層、下層と高さを分けて調査することで、同じ高さのところは濃度が一律ではないかと考えている。[1/17 審査会]</p>	<p>説明済[1/17 審査会]</p>
	<p>タンクは 1 回蓋をすべて開けているのか。もし、蓋がなければ作業するときには、大気中に拡散してほとんど検出されない状態になるということか。[1/17 審査会]</p>	<p>大型地下タンクは作業時に蓋を開け、埋め土をするので、密閉状態で人が作業する状況にはならない。立入りのためにタンク内気中の燃料成分を確認した。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済[1/17 審査会]</p>
	<p>補足資料 12 の残留水の水質調査について、排出基準も環境基準も濃度基準である。例えばタンク No. 20 で鉛が排出基準を超過し、補足資料 12-3 ページに残留水排出の際に処理するとあるが、残留水の量はどのくらいか。[1/17 審査会]</p>	<p>残留水の量は、大型、小型タンクの中で最大でも水深 1 m 程度です。 [1/17 審査会]</p>	<p>説明済[1/17 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

	No. 6 タンクで沈殿物に鉛が検出されており、タンクはこのまま残すとのことだが、この沈殿物は全部除去するのか、どのような方法で人体に触れないように隔離するのか。[1/17 審査会]	基本的にはこのタンクのエリアに残す。埋め立てて上部を池として活用する予定だが、固めて周りに流出しないように遮水工をして処理する方法や沈殿物をすき取って処理する方法等があるので、経済性、効率性、安全性等を加味して処理手法を検討している。 [1/17 審査会]	説明済[1/17 審査会]
土壌	タンク周辺の調査を行う等可能な限り情報を集めて論理的に考えて対策を行えば、コストパフォーマンス的にも良いと思う。 [12/22 審査会]	準備書 6-6-5 ページの図 6.6-2 に示している土壌汚染範囲は、平成 22 年 3 月に防衛省が調べた結果で、これらが現在のところ調査結果として分かっている。今後造成する中で、新たな事実が分かれば対応していきたい。 [12/22 審査会]	説明済[12/22 審査会]
	以前、タンク自体は割と大丈夫でパイプラインのところで漏れているとご説明を受けた。確認だが、元々、汚染範囲はパイプライン沿いと特定されていたのか。 [12/22 審査会]	ご指摘の通りパイプライン沿いが中心です。 [12/22 審査会]	説明済[12/22 審査会]
	有害物質の中で、揮発性のベンゼン等は全て封じ込めるのか。特別な処理をしてから地中に入れる措置もあるかと思うが、物質によって未来永劫出ないようにしてしまうのか、どのようになるのか。 [12/22 審査会]	ベンゼンも含めて土壌汚染対策法に基づいて対策をとる中で、封じ込めで対応する。 [12/22 審査会]	説明済[12/22 審査会]
	地下タンクの中に汚染土壌を入れて上に蓋をするのか。 [12/22 審査会]	法令に基づいて対応する。ベンゼンの具体的な対応策は、次回以降に説明させていただきたい。 [12/22 審査会]	補足資料 13 で説明済 [1/17 審査会]
騒音			
振動			

■環境影響評価項目について

	<p>元々ある海食崖の部分で、強度について評価されているが、地震などの負荷がかかった際の強度については評価されているのか。 [11/29 審査会]</p>	<p>海食崖の部分については地震時にも想定して判定している。海食崖は、景観的にも優れているという意見もいただいているので、利用者の安全性を確保しつつ、人が立ち入れないような待受け擁壁で対応したいと考えている。[11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会]</p>
<p>安全 (土地の安定性)</p>	<p>景観を考慮すると、海食崖は見せる方が良いが、風化と崩壊を繰り返してきた地形で安全面が心配。斜面を保護するか、人が近づけないように距離をとるか、どちらかの対策が必要。距離をどれくらいとるかは決まっているのか。 [12/22 審査会]</p> <p>千葉の屏風ヶ浦は関東ロームの地層が綺麗に見え、観光地として人がたくさん来ているが、一方で、待受け擁壁や斜面からしっかりと距離を設け、人が立入れないような対策をされている。海食崖を見せるということは是非進めてほしいが、適宜必要な対策はとっていただきたい。[12/22 審査会]</p>	<p>海食崖の安全面は、今後の実施設計の中で対応策を検討する。仮に崩壊しても待受け擁壁で土砂を受け止める、その擁壁自体も極力緑化することを考えている。待受け擁壁の崖からの離隔や高さは、想定される土砂の量を踏まえて検討しているところ。エリアごとに調査をした上で安全を確保できる位置に待受け擁壁を設置する。[12/22 審査会]</p>	<p>説明済[12/22 審査会]</p>
	<p>供用時の斜面崩壊が事後調査項目に選定されていないが、事後調査以外で崖地の安全の状態を定期的に確認する計画はあるのか。 [12/22 審査会]</p>	<p>準備書 6-9-35 ページの表 6.9-9 に供用時の環境の保全のための措置として「公園利用者の安全を確保するため、公園内の既存の吹付や法枠工等による対策箇所を含め、定期的に崖の状況を確認します。」と記載しており、供用時は公園管理の中で崖の状況を確認する。 [12/22 審査会]</p>	<p>説明済[12/22 審査会]</p>
	<p>準備書の 6-9-23 ページを見ると斜面上に樹木が描いてあるが、この樹木は残すのか。[12/22 審査会]</p> <p>採ってしまうと根が腐り、そこから表層崩壊することがあり得る。急傾斜地は植生の伐採が制限されていると思うので、同様に考えていただきたい。[12/22 審査会]</p>	<p>準備書に掲載している斜面上の樹木に関しては、残す方向で検討している。 [12/22 審査会]</p>	<p>説明済[12/22 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

	<p>公共交通機関の利用を促進するため、最寄り駅から歩いてきてもらうのであれば、駐車場の大きさやキャパシティそのものを考え、状況を見ながら縮小していく、あるいは自転車等で調整していくことも考えなければいけないのではないか。[11/29 審査会]</p>	<p>この公園は広域公園という位置付けになり、国土交通省が出している広域公園に必要な駐車場の規模に基づいて適切に算定し、常設 220 台とサブの 20 台として南側と北側に駐車場を配置している。これは必要最低限な駐車場台数という考え方。また、イベント時にも近隣に迷惑がかからないよう常設駐車場付近の広場を臨時駐車場として開放し、誘導員を配置することで人が多く来ることにも対応したい。[11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会]</p>
<p>地域社会 (交通混雑・歩行者の安全)</p>	<p>公園にやってくる車の台数の推計から駐車台数 220 台ということだが、準備書の 6-10-24~25 ページを見ると、国土交通省が出している報告書等を参考に推計したと書いてある。具体的にどういった算定方法になるのか教えていただきたい。[11/29 審査会]</p>	<p>国土交通省で公園種別ごとに利用実態調査を行っており、ヘクタールあたりの利用人数や利用者の交通機関別来園率等の調査結果がある。それらからヘクタールあたりの車の台数の原単位があり、これに面積を掛けることで 220 台という必要駐車台数を算定している。入退園車台数は、準備書の 6-4-38 ページの中段に記載した表 6.4-28 に時間帯別入退園者数比率(広域公園)があり、220 台をこの比率に応じて割り振って算定している。[11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会]</p>
	<p>来園車両の経路について、例えば横浜市の中心部から来園する車は、かなり南側まで行ってから戻って来ることになる。この辺の道を知っていれば第三住宅入口交差点で右折していく方が近く見えるが、どのように誘導するのか。[11/29 審査会]</p>	<p>県警から左折イン左折アウトを指導されているので、その対応として、右折で入って来られないように周知を含めて、運営や協議の中で考えていきたい。[11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

	<p>一番車の量が多くなるのは第3期の129ヶ月目と準備書にある。その時は工事用車両もあり、かつ来園車両もいるが、第3期の状態として、工事用車両はどこを通るのか。利用者と錯綜しないように公園内を工事用車両がどのように走るのか検討しているか。 [11/29 審査会]</p>	<p>国道事務所や県警と調整をしているが、工事用車両は、3期とも国道357号を通過してUターンし、国道357号及び緑道を切り下げして、市道長浜10号線から計画地に入る走行ルートを考えており、近隣の方々からも工事用車両は国道357号から直接入るルートを強くご要望されている。一般車両と交錯する部分もあるが、基本的には、市道を通して計画地へ入っていただき、誘導員をつけることで工事用車両と一般車両が交錯しないような対応を考えていきたい。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会]</p>
<p>地域社会 (交通混雑・歩行者の安全)</p>	<p>第3期で工事用車両はメインの入口から入った後、公園利用者がいるエリアを突っ切って工事エリアに行くのか。その辺りの安全面、公園内の経路はどうなるのか。 [11/29 審査会]</p>	<p>第3期の工事エリアに入る工事用車両の園内走行ルートと公園利用者の動線は交錯しないように上手く調整し、一部横断するところは人的な措置として誘導員等で対応する方向で考えている。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会]</p>
	<p>イベント時に臨時駐車場を開放することだが、例えば、イベント時だけ有料化する等は考えているのか。それとも、無料の駐車場で計画しているのか。 [11/29 審査会]</p>	<p>有料駐車場で計画しております。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会]</p>
	<p>近隣に小学校や保育園があったと思うが、通学路を把握しているか。通学路と工事用車両の走行ルートとの関係性、もしくは、計画では工事用車両の走行ルートに入っていないが、絶対そこを通らないということをどうやって確保するかが問題になってくる。通学児童の安全を確保するという観点からの安全性への配慮、措置について伺いたい。 [11/29 審査会]</p>	<p>車が入ってくる市道のところを通る小学生もおられると聞いている。地元の自治会、町内会の方々としっかり話し合い、工事用車両の進入の際には誘導員を付けて安全対策を考えていきたい。また、工事の時間帯を考えるなどいくつか手法があるので、近隣にご迷惑をお掛けしないよう出来る限りの手法について、具体的には工事の中で考えていきたい。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

	<p>市民から、計画地からの眺望についての意見は出ていないのか。 [11/29 審査会]</p>	<p>市民との意見交換でも非常に眺望がいいということなので、展望広場を整備することを検討している。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会]</p>
	<p>景観の環境保全目標で「周辺景観との調和を著しく損なわないこと」ということであまり手を付けられないと思うが、市民の要望が強いのであれば、対応策を現時点から考えておくといい。眺望景観について、そこに至る小道の整備はどのようにするか等は考えておいた方がよいのではないかと。 [11/29 審査会]</p>	<p>当然市民の方々と意見交換しながら整備していくが、環境にしっかりと配慮した公園ということで、眺望に対する意見を踏まえて展望広場を作ったとしても、そのエリアに即した形で、なるべく地形、自然等を改変しないよう整備には十分配慮をしていきたい。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会]</p>
<p>景観</p>	<p>環境保全措置として「地域の特徴的な景観である旧海岸線の崖地を保全します」とあり、一方で、安全性確保のために待受け擁壁や落石防護柵等を設置するという事なので、出来ればその待受け擁壁、落石防護柵を設置した場合の旧海岸線の崖地の景観がどのようになるのか、シミュレーションの写真があればイメージが湧いて良い。 [11/29 審査会]</p>	<p>準備書の6-11-10ページの中段に供用時と書かれていて、車が入ってくる車路を左側に曲がった先に待受け擁壁のイメージ写真がある。高さは3mから5m程度なので大きいものではあるが、圧迫感がないような設えにして、景観としても周辺環境と違和感のないように整備していきたい。 [11/29 審査会]</p>	<p>説明済[11/29 審査会] 補足資料2で説明済 [12/9 審査会]</p>
	<p>公園の中の景観はどうなるのか、例えば標高80mの場所に展望広場をつくるが、展望広場が周辺と調和しているのかという見方もあるが、検討されているのか。 [11/29 審査会]</p>	<p>現況は非常に荒れ、クズやツタが絡まり平坦部やタンクの様子が十分に見られない状況。これをしっかり整備して、内部の景観もしっかり見通しを良く、また海食崖が見えるような眺望を確保していく。内部のシミュレーション写真が少ないのは、環境アセスメントなので、外部に対してどういった影響が出るかを中心にシミュレーション写真を作っている。どの程度出来るかは分からないが、中の様子について、できる限りお見せできるように検討したい。 [11/29 審査会]</p>	<p>補足資料2で説明済 [12/9 審査会]</p>

■環境影響評価項目について

景観	<p>景観は四季折々で変化するので、補足資料2のフォトモンタージュは展葉している時期ですが、落葉後の透けて見える時期にはどのように見えるのか等についても追加した方がよいのではないかと。 [12/9 審査会]</p> <p>準備書のように図書として公開する訳なので、見た方、読んだ方が理解を深めるという意味で落葉の時期の写真も組み込んだ方がよいのではないかと意図である。 [12/9 審査会]</p>	<p>シミュレーションはこの程度になってしまうが、ご意見を踏まえ、四季折々、周辺にある常緑、落葉といった樹種にも配慮しながら、実施設計で詳細調査も踏まえながら整備していきたい。 [12/9 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会] 補足資料14で説明済 [1/17 審査会]</p>
	<p>補足資料2の図2-1にある待受け擁壁の色をどうするか、景観を専門にやっている方々にご相談して決められたのか。出来ればツタ類みたいなものがこの擁壁の上にあって、夏は覆われているが冬はなくなるといった自然と調和した壁面を工夫してもらおうと良い。 [12/9 審査会]</p>	<p>緑化補強土壁工という待受け擁壁自体を緑化できる工法がある。これを中心に周辺に溶け込むような緑化可能な待受け擁壁を選定したい。実施設計でより適切に、また経済性も考えて選定していく。 [12/9 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会]</p>
	<p>現状、クズなどのつる性植物で覆われている状況だが、将来もつる性植物で覆われる状況を残しておくのか、それとも見た目が悪いので取り払うのか。植生は現状を維持するのか、一時代前の管理されていた状態にするのか。 [12/9 審査会]</p>	<p>近年、管理不足によってあまりにもクズ等が繁茂しているため状況を見ながら、基本的には撤去する方向で考えている。本来は外から見えていた海食崖の景観をしっかりと公園利用者、周辺住民の方々に見ていただきたいような状況に復元していると考えている。 [12/9 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会]</p>
	<p>(クズ等を撤去し、景観を管理していくことについて) 住民の方に分かるような書き方をしていただけると良いと思う。[12/9 審査会]</p>	<p>当日回答なし</p>	<p>補足資料8で説明済 [12/22 審査会]</p>
	<p>全体の植生計画、長期目標を立てて、誘導していくことになると思うが、クズを除去し、少し以前の状態に戻すような考え方は、海食崖周辺以外の場所についても組み込まれるのか。[12/9 審査会]</p>	<p>海食崖周辺以外の部分についても必要に応じて、クズ等は撤去する予定です。 [12/9 審査会]</p>	<p>説明済 [12/9 審査会]</p>